

安全運転管理者の新たな業務(酒気帯びの有無の確認等)への対応について

道路交通法等では、安全運転管理者が行うべき業務として、交通安全教育指針に従った交通安全教育のほか、運転者の状況把握等の7つの基本業務が定められていますが、令和3年6月に千葉県八街市において発生した、下校中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込む事故を受け、安全運転管理者が行う安全運転管理業務の充実が図られることとなりました。

道路交通法施行規則（内閣府令）の改正により、令和4年4月1日から目視等による運転者の酒気帯びの有無の確認及び記録が求められ、令和4年10月1日からはアルコール検知器を常時有効に保持し、同検知器を用いた確認を行う必要があります。

安全運転管理者の皆さんには、車両等の使用者と連携して、飲酒運転の根絶に向けた諸準備をすすめ、安全運転の確保に努めてください。

新たに追加される安全運転管理業務

- 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）
 - ・ 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること
 - ・ 上記の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること
- アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）
 - ・ 上記の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと
 - ・ アルコール検知器を常時有効に保持すること

配慮すべき事項

- 酒気帯びの有無の確認について
酒気帯びの有無の確認対象は「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」です。
「運転」とは一連の業務としての運転を指し、酒気帯びの有無の確認は必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足りるとされています。
- 目視等による酒気帯び確認について
「目視で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。
- 運転者が直行直帰する場合などの確認について
運転者に対する酒気帯び確認の方法は対面が原則となります。直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で
 - カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
 - 携帯電話など運転者と直接対話できる方法で、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が含まれるとされています。

- 安全運転管理者以外の者による確認について
安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難な場合は、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に行わせることができます。
確実に酒気帯びの有無の確認ができる体制を構築しておきましょう。
 - 酒気帯び確認の内容の記録について
次の事項について記録することが求められています。
 - 確認者名
 - 運転者
 - 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
 - 確認の日時
 - 確認の方法
 - アルコール検知器の使用の有無
 - 対面でない場合は具体的方法
 - 酒気帯びの有無
 - 指示事項
 - その他必要な事項
 - アルコール検知器について
国家公安委員会が定めるアルコール検知器は「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの。」とされています。
市販されているアルコール検知器の種類はハンディタイプから据置型、機能面でもミニプリンタ内蔵型、パソコン連動タイプ、スマートホン連動タイプなどと多種多様にわたっています。
それぞれの事業所における運転者数、管理車両数などの事業規模や運用形態等に応じて、安全運転管理に必要な機能を備えた機器の整備に務めましょう。
(アルコール検知器製造事業者等で構成する「アルコール検知器協議会」では、製品の規格を定め一定の精度を備えた製品を認定する制度を設け、認定製品をホームページで紹介しています。)
 - アルコール検知器を常時有効に保持すること
正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことが求められています。
アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用することが必要です。
アルコール検知器は、一般的に使用期限や回数が定められており、メンテナンスや買い替えを行う必要がありますのでご留意ください。
- ※ このページは当協会が掲載時点での基づいて作成しています。
「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」等は、警察庁のホームページで確認することができます。